

改正育児・介護休業法に基づく

男性労働者の育児休業取得率の公表

【学校法人藤天使学園】

対象期間	2025年4月1日～2026年3月31日
男性労働者の育児休業等取得率	—

※：育児・介護休業法で定める「育児休業等の取得割合（育児休業等をした男性労働者の数／配偶者が出産した男性労働者の数）による

※：当年度は配偶者が出産した男性労働者がいなかったため算定対象者なし

公表日：2026年6月1日